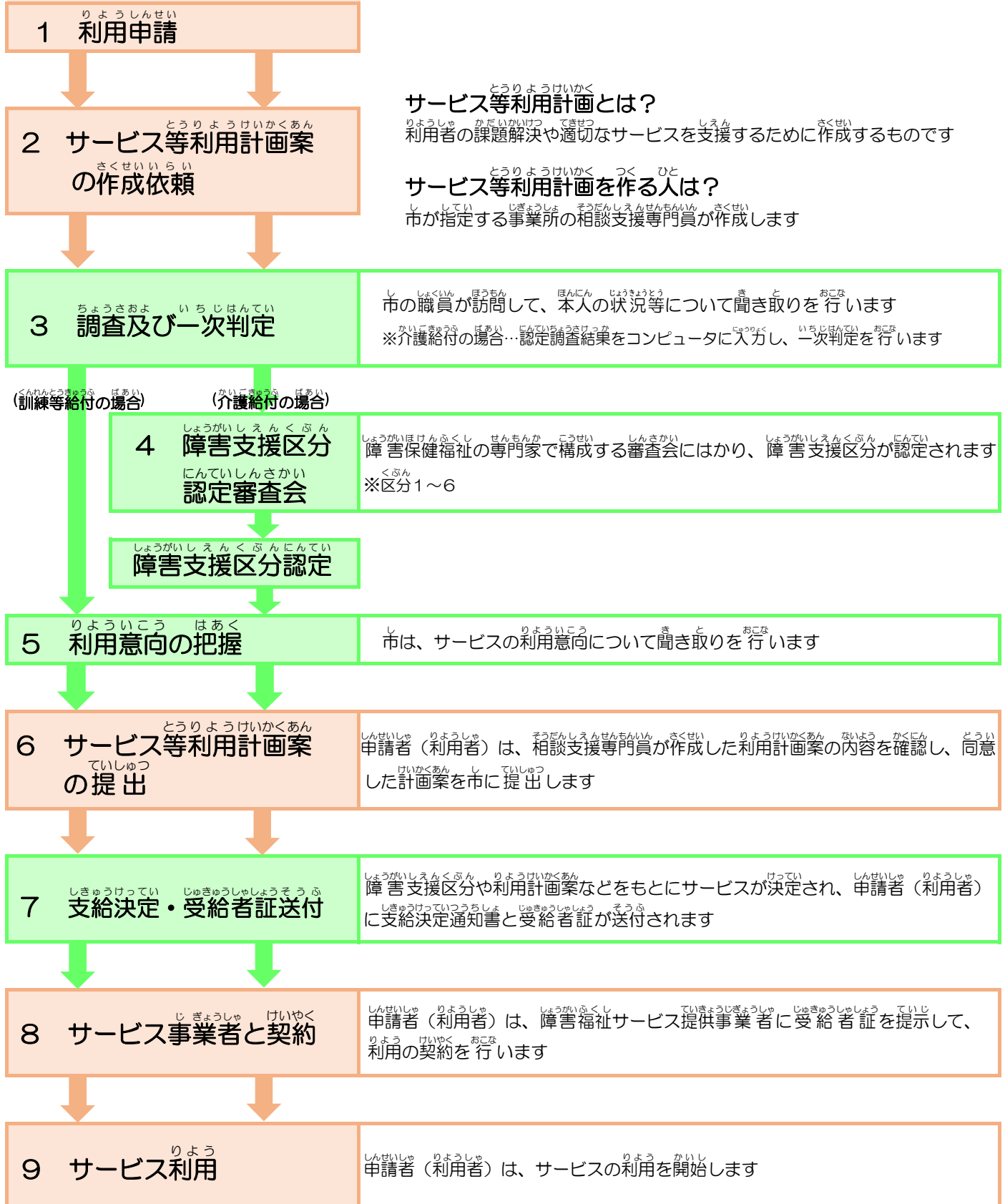


にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

しょうがいふくし りょう 障害福祉サービスを利用するまでのながれ



まどぐち しょう しやしえんか でんわ かくししょよう ふくしたんとうまどぐち
窓口 障がい者支援課 電話 35-0294 各支所障がい福祉担当窓口



サービス等利用計画とは？

利用者の課題解決や適切なサービスを支援するために作成するものです

サービス等利用計画を作る人は？

市が指定する事業所の相談支援専門員が作成します

市の職員が訪問して、本人の状況等について聞き取りを行います

※介護給付の場合…認定調査結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います

(訓練等給付の場合)

(介護給付の場合)

4 障害支援区分認定審査会

障害保健福祉の専門家で構成する審査会にはかり、障害支援区分が認定されます

※区分1～6

障害支援区分認定

5 利用意向の把握

市は、サービスの利用意向について聞き取りを行います

6 サービス等利用計画案の提出

申請者（利用者）は、相談支援専門員が作成した利用計画案の内容を確認し、同意した計画案を市に提出します

7 支給決定・受給者証送付

障害支援区分や利用計画案などをもとにサービスが決定され、申請者（利用者）に支給決定通知書と受給者証が送付されます

8 サービス事業者と契約

申請者（利用者）は、障害福祉サービス提供事業者を受給者証を提示して、利用の契約を行います

9 サービス利用

申請者（利用者）は、サービスの利用を開始します

※相談支援専門員は、サービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを行います